

平成 30 年度

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ
【牽引型、先端型、全国ネットワーク中核機関（群）】
審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 30 年 3 月

1. 審査体制

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（以下「本事業」という。）の業務委託先において、有識者等によって構成されるダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

2. 審査方法

(1) 書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関（以下「申請機関」という。）から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。
- ・委員は、審査に必要な場合、申請機関に対して追加資料の提出を求めることができます。

(2) 面接審査

- ・面接審査は、必要に応じて、機関がプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に際し、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。

(3) 合議審査

- ・審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の機関を決定します。
- ・委員会は、申請書の内容修正等を条件として、選定候補の機関とすることができることとします。

(4) 選定機関の決定

- ・委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において、選定機関を決定します。その際、多様な機関における取組を促進する観点から、審査結果が同等の場合、過去に本事業と同様の趣旨の事業（※1）に採択されたことのない機関（※2）からの提案を優先することがあります。

※1. 女性研究者支援モデル育成、女性研究者研究活動支援事業、女性研究者養成システム改革加速（以下「女性研究者研究活動支援事業等」という。）

※2. 牽引型については、代表機関を対象として判断します。

3. 審査の観点

<牽引型>

(1) 目標・行動計画の妥当性、効率性

①目標の妥当性

- ・代表機関及び共同実施機関（以下「連携機関」という。）が設定した目標は、女性研究者の活躍推進に加え、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けた機関としての目標となっているか。
- ・設定した目標は、各機関・部局等ごとの現状を分析した上で、各連携機関や地域・分野の特色を踏まえ、それぞれの機関として掲げたものとなっており、本事業の目的に資する意欲的かつ達成可能なものとして具体的に定められているか。
- ・設定した目標は、各連携機関のうち、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人における当該法人の中期目標や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む）における当該事業主行動計画、さらには、各連携機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略のそれぞれと関連しているものとなっているか。
- ・代表機関が過去に女性研究者研究活動支援事業等に採択されたことのある機関である場合、当該事業を通じて得られた成果をさらに発展させる、意欲的かつ具体的な目標になっているか。

※ 代表機関が過去に女性研究者研究活動支援事業等に採択されたことのある機関については、上記の観点を特に重視することとします。

②行動計画の妥当性・効率性

- ・提案全体及び連携機関ごとの各年度の行動計画は、上記①の目標達成に向けて、それぞれ意欲的かつ具体的であり、達成可能なものとなっているか。
- ・提案全体の各年度の行動計画は、代表機関のリーダーシップの下に、各連携機関を挙げて取り組む体制となっているか。
- ・連携機関ごとの各年度の行動計画は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人における当該法人の中期計画に明確に位置付けるものとなっているか。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む）における当該事業主行動計画や、各連携機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略と関連しているものとなっているか。
- ・提案全体の行動計画に係る取組は、連携機関はもとより、他の機関を含めた地域や分野へ波及し、相乗効果を生み出すものであり、ダイバーシティ研究環境を実現する取組を牽引することが期待できるか。
- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・補助期間（3年間）及び補助事業期間（6年間）の終了後の継続性も考慮し、実現

可能な規模・内容となっているか。

- ・国の基本計画に掲げる女性研究者の新規採用割合についての目標値※1や上位職への登用に係る目標値※2、若手研究者の数や割合に関する目標値※3の達成への寄与が期待できるものとなっているか。

※1 自然科学系全体で30%、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%の目標値が設定されています。（第5期科学技術基本計画）

※2 大学の教員に占める女性の割合として、教授等（学長、副学長及び教授）20%、准教授30%の目標値が設定されています。（第4次男女共同参画基本計画）

※3 第5期科学技術基本計画期間中に、40歳未満の大学本務教員の数をもとに、将来的に、我が国全体の大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が3割以上となることを目指すとされています。（第5期科学技術基本計画）

（2）取組内容の妥当性、期待される成果

①ダイバーシティ研究環境整備のための取組

- ・各連携機関や地域・分野の特色を踏まえた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。女性研究者の採用、上位職登用、研究を中断あるいは離職した女性研究者の復帰・復職支援等の取組が、機関として策定・公表している目標・計画の達成に寄与することが期待できるか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者が活躍するダイバーシティのある研究環境の整備が期待できるか。

②女性研究者の研究力向上のための取組

- ・連携機関が連携した取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上に向けた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上を通じたリーダー育成の効果が期待できるか。
- ・女性研究者の研究力強化に資するため、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか。（例えば、CITI Japan プロジェクトにおいて提供されるプログラムの受講等）

③女性研究者の積極採用や上位職への積極登用に向けた取組

- ・連携機関が連携して行う女性研究者の採用や上位職への登用に向けた取組により、将来的な採用や上位職への登用の増加が期待できるか。（特に女性研究者比率の低い理学・工学・農学系における重点的な取組が提案されているか。）
- ・上記取組を行うことにより、国の基本計画で設定された目標値（上記（1）②）の達成への寄与が期待できるか。

- (3) 補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性
- ・ 補助期間（3年間）及び補助事業期間（6年間）の終了後において、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。
- (4) 連携体制
- ・ 代表機関と共同実施機関のそれぞれの役割が明確になっているか。また、連携体制が十分整っているか。
 - ・ 連携する機関の多様性は確保されているか。

<先端型>

(1) 目標・行動計画の妥当性、効率性

①目標の妥当性

- ・設定した目標は、女性研究者の研究力向上や、女性研究者の積極採用や上位職への積極登用等女性の活躍促進にあたって従前の目標を大きく超えた(※)、もしくは、女性研究者の活躍促進にとどまらないより広いダイバーシティ研究環境の形成を目指した、意欲的かつ挑戦的で具体的な目標になっているか(必要に応じて、具体的な KPI 設定がなされているか)。
- ・設定した目標は、申請機関の女性活躍状況のみならず研究力や研究環境も含め、機関全体や部局等の現状を分析した上で、機関等の特色を踏まえ、十分に必要性のある目標となっているか。
- ・設定した目標は、女性研究者の活躍推進に加え、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けた機関全体の目標設定となっているか。
- ・設定した目標は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人における当該法人の中期目標や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」に基づく一般事業主行動計画を策定している機関(上記法人を含む)における当該事業主行動計画、さらには、申請機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略のそれぞれと関連しているものとなっているか。

(※) 例えば、国の基本計画に掲げる女性研究者の新規採用割合についての目標値や上位職への登用に係る目標値(上記<牽引型>(1)②等参照)を越えて、機関における目標値を設定するなど。

②行動計画の妥当性・効率性

- ・各年度の行動計画は、上記①の目標達成に向けて、意欲的かつ挑戦的で具体的であり、達成可能な計画が提案されているか。
- ・先進的な他機関との連携や、本補助金のみならず企業や海外ファンディング機関等の外部資金の活用など、支援する補助金に限らない総合的な計画であるか。
- ・各年度の行動計画は、当該機関全体の組織的な体制の下に行うこととされているか。
- ・各年度の行動計画は、女性研究者の活躍推進に加え、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けたものとなっているか。特に、女性研究者の海外機関派遣の取組を行う場合においては、女性研究者に加え、自主的に若手研究者を海外機関へ派遣することが予定されている計画となっているか。
- ・各年度の行動計画は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人におけ

る当該法人の中期計画に明確に位置付けるものとなっているか。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む）における当該事業主行動計画や、申請機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略と関連しているものとなっているか。

- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・補助期間（3年間）及び補助事業期間（6年間）の終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。
- ・国の基本計画に掲げる目標値（上記＜牽引型＞（1）②等参照）の達成への寄与が期待できるものとなっているか。

（2）取組内容の妥当性、期待される成果

- ・目標の達成及び計画の実施に当たって、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。（例えば、女性研究者の海外機関への派遣は、上位職登用に係る目標値の達成が期待できるか等）
- ・取組内容や期待される成果が、単に資金の投下のみにより実現されるものではなく、知見の提供や仕組構築の支援等として他の機関へ移転可能なものかどうか。

（3）補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性

- ・補助期間（3年間）及び補助事業期間（6年間）の終了後において、申請機関が自立して、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。

<全国ネットワーク中核機関（群）>

（１）中核機関（群）としての適格性

- ・機関（群）としての実績や事務能力、トップの関与など機関としてのコミットや、先進的な機関や関連研究者の参画等を総合的に勘案し、我が国大学等を牽引する中核機関（群）として適格であるかどうか。
- ・中核機関群を形成する場合には、役割分担が明確であり、共同体制が緊密であるかどうか。

（２）全国ネットワーク構想の妥当性、効率性

- ・我が国の女性研究者の活躍促進を通じた研究環境のダイバーシティ実現に向けて、我が国の取組を一体化するとともに、大学・企業や海外機関等との窓口となるなど、我が国を代表する全国ネットワーク構想であるかどうか。
- ・将来的な自立化を念頭に、既存の取組の取り込みや企業との連携など、効率的なスキームが構想されているかどうか。
- ・先進的な他機関との連携や、本補助金のみならず企業や海外ファンディング機関等の外部資金の活用など、支援する補助金に限らない総合的な計画であるか。
- ・全国ネットワークを運営できる意欲、能力を持ったマネージャー、コーディネーターが配置（予定）であるかどうか。（これまでの実績等）
- ・明確な KPI 設定がなされているかどうか。

（３）取組内容の妥当性、期待される成果

- ・取組内容が、中核機関（群）以外の機関を含めた我が国全体の女性研究者の活躍に向けて、真に必要なかつ意欲的な取組であるかどうか。
- ・提案するネットワークの活動内容が、国の各種政策や事業と適合しているかどうか。

（４）補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性

- ・補助期間（３年間）及び補助事業期間（６年間）の終了後において、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。特に、自立的な運営のための資金確保スキーム構築のための検討が的確に行われる計画となっているかどうか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問い合わせには、一切応じられません。
- ・選定機関については、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における本事業に係る審査及び評価が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請された機関や取組と利害関係のある委員は、本事業の業務委託先に設置する事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にある者が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員が、申請機関（牽引型については、代表機関のみならず、共同実施機関を含む）に専任又は兼任の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。